

令和2年流山市教育委員会議第3回定例会会議録

- 1 日 時 令和2年3月26日(木曜日)  
開会 午後3時00分  
閉会 午後4時55分
- 2 場 所 流山市役所 庁議室
- 3 出席委員 教 育 長 後田 博美  
教育長職務代理者 杉浦 明  
委 員 宮田 義則  
委 員 堀内 博  
委 員 割田 由佳
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 菊池 智之  
学校教育部長 前川 秀幸  
生涯学習部長 飯塚 修司  
教育総務部次長兼教育総務課長 根本 政廣  
学校教育部次長兼学校教育課長 宮本 信一  
生涯学習部次長兼生涯学習課長 中西 直人  
学校施設課長 大塚 昌浩  
指導課長 西村 淳  
スポーツ振興課長 寺門 宏晋  
公民館長 鶴巻 浩二  
図書・博物館長 小栗 信一郎
- 7 事務局職員 教育総務課長補佐 川名 健二  
教育総務課庶務係長 矢代 薫  
教育総務課庶務係主任主事 末吉 聡美

## 8 議案等

- 議案第 1 3 号 令和 2 年度教育施策について
- 議案第 1 4 号 流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 1 5 号 流山市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第 1 6 号 流山市入学準備金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 1 7 号 流山市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
- 議案第 1 8 号 流山市学校給食共同調理場管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 1 9 号 流山市立小学校及び中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 2 0 号 流山市スクールソーシャルワーカーの設置に関する規則の制定について
- 議案第 2 1 号 流山市教育支援調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 2 2 号 流山子ども専用いじめホットライン相談員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 2 3 号 流山市スクールカウンセラーの設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 2 4 号 流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について
- 議案第 2 5 号 流山市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係要綱の整理に関する要綱の制定について
- 議案第 2 6 号 流山市学校図書館司書の設置に関する要綱の制定について
- 議案第 2 7 号 流山市立図書館と協働する市民に関する要綱の一部を改正する告示の制定について
- 議案第 2 8 号 流山市立図書館資料宅配サービス実施要綱の一部を改正する告示の制定について
- 報告第 1 号 臨時代理の報告について（教育財産の目的外使用）
- 協議 ア 教育財産の目的外使用について（八木南小学校・南流山小学校）
- 協議 イ 教育財産の目的外使用について（コミュニティプラザ）
- 協議 ウ 教育財産の目的外使用について（コミュニティプラザ）
- 協議 エ 教育財産の目的外使用について（コミュニティプラザ）

協議 オ 教育財産の目的外使用について（コミュニティプラザ）  
協議 カ 教育財産の目的外使用について（コミュニティプラザ）

## 9 議事の内容

（開会 午後 3 時 00 分）

後田教育長

ただいまから、令和 2 年流山市教育委員会議第 3 回定例会を開会します。  
まず、令和 2 年流山市教育委員会議第 2 回定例会の会議録をお配りしておりますが、ご意見、ご指摘などございますか。

（特になし との声あり）

後田教育長

特になしということですので、承認することにいたします。  
それでは、教育長報告をお願いします。

教育総務部長

それでは、2月の教育委員会議以降の内容についてご報告いたします。  
2/20 令和 2 年第 1 回定例議会が開会され、3/23 に閉会しました。この間 3  
3 日間にわたり各種審議が行われました。また、2/25 から 2/28 までの 4 日間  
は一般質問が行われました。16名の議員が一般質問を行い、このうち教育行政  
に関する質問は、5名の議員からありました。主な質問の項目は質疑順に、  
(1) 学校の環境衛生について。  
(2) 常盤松中学校への不審者の侵入について。  
(3) 学校の ICT 化について。  
(4) 教員の働き方改革について。  
(5) 南流山地域の木地区右岸調整池に計画中の新設小学校の現状について。  
(6) 学校図書館司書の人材育成について。  
(7) 学校におけるティーボール教材の活用について。  
でした。なお、本議会では次年度予算についての審議が行われ、可決されました。  
令和 2 年度予算額は総額で 6 9 8 億 3, 5 0 0 万円、前年度比 1 6. 3 %  
増、額にして 9 7 億 6, 8 0 0 万円の増額となっております。このうち、教育  
費は 1 5 4 億 4, 1 0 4 万 9 千円で、総予算額に占める割合は 2 2. 1 %、額  
にして前年度比 5 9 億 2, 1 3 7 万 9 千円の増額となっております。教育費増  
加の要因は、八木北小学校の校舎等の建て替え、及びおおぐろの森小学校なら  
びに（仮称）おおぐろの森中学校の校舎等建設のための経費が、その主なもの  
となっております。

生涯学習部長

生涯学習部からは3点ご報告いたします。

- ① 先月の教育委員会議でご意見をお伺いしました、令和4年度以降の成人式の対象者についてですが、3/23の市議会第1回定例会最終日の市長の一般報告で、令和4年度以降も引き続き20歳を対象として1月に成人式を開催することを報告いたしました。なお、式典の名称については、今後検討していきます。
- ② 3/21に開催を予定しておりました、スターツおおたかの森ホール最後のオープニングコンサートにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、開催を中止し、購入いただいたチケットについては返金の処理をしております。
- ③ また、本年5/3から5/5まで、同じくスターツおおたかの森ホールで開催を予定しておりました「国際室内楽音楽祭」についても、現在行われている海外からの入国制限などにより開催が難しいものと判断し、残念ながら次年度に延期といたしました。こちらも、チケットについては返金の処理をしております。以上です。

後田教育長

ただいまの教育長報告に対しまして、質疑、意見等がありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

後田教育長

特にないようですので、以上で教育長報告については終了いたします。  
これより議事に入ります  
議案第13号「令和2年度教育施策について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(令和2年度の教育施策を定める旨の説明)

令和2年度教育施策は、教育基本法第16条第3項に基づき策定するものであり、流山市教育振興基本計画が掲げる施策に関する、令和2年度の市方針を示すものです。令和2年度教育施策をご覧ください。1ページから6ページまでは学校教育の施策について、7ページから11ページまでは生涯学習の施策について、実施方針等を書いています。学校教育については、基本計画が基本理念として挙げる「学びに向かう力と自立する子どもを育む」の実現を目指し、

3 ページから 4 ページで令和 2 年度の指導の重点に関する方針を挙げており、ICT の有効活用による新たな学びの推進及び論理的な思考力の育成、学校図書館司書を活用した読書活動の推進などが主なものです。5 ページから 6 ページは、教育施設・設備の整備事業に関する令和 2 年度の委託業務や工事を挙げており、照明器具の LED 化を図る小中学校 ESCO 整備事業、新設小学校建設事業や新設中学校建設事業が主なものです。

生涯学習部長

続きまして、生涯学習の施策についてご説明します。7 ページをご覧ください。教育振興基本計画において、基本理念として掲げている「豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくり」の実現を目指し、8 ページの施策 1 「人生を豊かにできる生涯学習の推進」では、バリアフリー演劇鑑賞会の開催や、9 ページの環境整備として、東部公民館のエレベーター設置工事、中央図書館の閲覧室の改修などを実施します。10 ページの施策 3 「文化芸術活動の促進と歴史的文化的遺産の継承」では、市民芸術劇場の開催や、秋元家住宅土蔵の保存・修復工事が主なものです。11 ページの施策 4 「スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進」では、各種スポーツイベントの実施と、北部柔道場の建て替え工事が主なものです。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職務代理者

内容云々ではないのですが、表紙を見ると「流山市の教育施策」というより「流山市の学校教育施策」と思えます。内容は生涯学習についても触れられているわけですが、この表紙からはその雰囲気は伝わってこないと感じます。タイトルで出ている言葉も学校教育サイドのものなので、そのような感想を持ちました。

指導課長

検討させていただきます。

後田教育長

これを作成したのは 9 年前なのですが、当時は学力向上、体力向上を目指すことが中心でしたので、こうしたものになっていました。確かに杉浦教育長職務代理者が仰るとおりですので、生涯学習もうまく表現できるように検討したいと思います。

ほかにご質問はございますか。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号「流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務部長

(令和2年4月1日付けで、教育委員会の組織を改編するほか、事務分掌の整理を行う旨の説明)

今回の改正案は、令和2年4月1日の組織改編に伴い、所要の改正を行うものです。近年、いじめや児童虐待が大きな社会問題となっております。人的体制の強化を含む支援体制の整備、充実が求められており、専門的な知見を有する人材、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの配置が重要であるとされております。本市では、平成28年度に発生したいじめの重大事態が未だ終結しておらず、さらには教職員の不適切な指導が発生したことにより、被害児童・生徒、保護者はもとより、市民、議会から教育委員会、学校の対応について厳しい声も聞かれます。このため、被害児童・生徒、保護者からの訴えに直接、迅速に対応し、且つ終結できる専門チームによる組織体制の創設が急務となっております。令和2年1月からは、既に指導課にスクールロイヤーが配置されており、学校教育におけるいじめ、虐待に係る対応、また教職員による体罰や不適切な指導について、法的側面からの指導や助言を所掌する「いじめ防止相談対策室」を新設するものです。また、生涯学習部においては、令和2年4月1日付けでコミュニティプラザがスポーツ振興課の管理となることから、教育委員会の管理すべき出先機関としてコミュニティプラザを位置づけるとともに、市民体育館についても同様に、教育委員会が管理すべき出先機関として位置づけるものです。さらに、図書・博物館においては、人口増加と環境変化に伴い、施設管理業務等の増加や事業拡大等の影

響により、図書・博物館に係る業務を一括でマネジメントすることが困難となっております。このため、業務遂行に係るマネジメントの強化や、より質の高いサービスの提供を行うため、図書館と博物館を分割するものです。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号「流山市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務部長

(令和2年4月1日の組織改編に伴い、課長の代決者についての条文及び分担事項の専決事項等所要の改正を行う旨の説明)

今回の改正案は、先ほどの組織規則の改正の説明と同様、令和2年4月1日付けで指導課にいじめ防止相談対策室を設置することから、課長の代決者に課内室についても規定する必要が生じたことにより、改正を行うものです。また、図書・博物館が分割されることから、当該事務に係る専決区分を新たに設定するとともに、その他所要の改正を行うものです。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、議案第15号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号「流山市入学準備金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務部長

(民法の改正に伴い借受人に効力が及ばなくなった連帯保証人に生じた履行の請求その他の事由による時効の完成猶予又は更新の効力が、従来と同様に及ぶよう、様式の一部を改正し特約の記載を設けるとともに、所要の改正を行う旨の説明)

今回の改正は、約120年ぶりに契約に関する民法の規定が改正されたことに伴うものです。具体的には、連帯保証人に生じた履行の請求、その他の事由による時効の完成猶予、又は更新の効力が借受人に及ばなくなることから、従来と同様に効力が及ぶよう、第4号様式入学準備金借用証書に特約の記載を設けるとともに、連帯保証人が変更となった場合に提出する第7号様式について、新連帯保証人が負担する債務額を明示するための記載欄を新たに設けるものです。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、議案第16号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号「流山市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係規則の



整理に関する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務部長

(流山市会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する規則について所要の改正を行う旨の説明)

これまで、各地方公共団体で統一的な取り扱いが行われてきておらず不明確であった臨時職員、非常勤職員の制度を統一し、適正な任用、勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が制定されました。令和2年4月1日から施行されるこの改正により、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、会計年度任用職員制度が創設され、一部の特別職非常勤職員は、会計年度任用職員に身分が移行することになりました。本規則では、教育委員会が所管する流山市青少年専門相談員の設置に関する規則等、4規則に規定する職を特別職非常勤職員から会計年度任用職員へ移行させるため、所要の改正を行うものです。具体的には、委嘱に関する規定を地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に任命する旨に改めるとともに、会計年度任用職員が地方公務員法により任期が1年度間となり、常勤職員と同様に職務専念義務、守秘義務等が適用されることから、任期、解職、服務に関する条項を削除するものです。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、議案第17号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号「流山市学校給食共同調理場管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

（流山市学校給食費に関する規則（令和元年流山市規則第3号）の規定との整合その他文言の整備を図る旨の説明）

本規則は、市内中学校4校及び小学校1校に設置されている学校給食共同調理場の管理・運営について必要な事項を定めるもので、今回の改正は、学校給食費の公会計化に係る流山市学校給食費に関する規則が令和2年4月1日に施行されることに伴い、同規則の規定との整合性その他文言の整備を図るものです。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

（特になし との声あり）

後田教育長

質問がないようですので、議案第18号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし との声あり）

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号「流山市立小学校及び中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

（流山都市計画事業西平井・鰯ヶ崎地区一体型特定土地区画整理事業地区に係る小学校及び中学校の通学区域の変更を令和2年4月1日に行い、また、大畔地区に開校するおおぐろの森小学校の通学区域を設定するとともに、隣接する小学校の通学区域の変更を令和3年4月1日に行う旨の説明）

今回は、2つの事由により通学区域を改正するものとなります。1点目の事由は、西平井・鰯ヶ崎及び思井地区について、流山都市計画事業西平井・鰯ヶ崎地区に一体型特定土地区画整理事業が令和元年10月4日に換地処分され、翌日、字名変更及び行政区域の変更がなされました。行政区域の変更に合わせて

て当該地区を通学区域としている流山小学校、鰯ヶ崎小学校、八木南小学校、南部中学校、南流山中学校、八木中学校の計6校の通学区域を、令和2年4月1日に変更を行うものです。市民参加としては、通学区域審議会を2回と地元説明会を1回開催しております。2点目の事由は、大畔地区に開校するおおぐろの森小学校について、流山おおたかの森駅を中心とした新市街地地区では、乗換駅としての利便性や緑豊かな環境等から、大規模な共同住宅の建設や宅地分譲が進み、転入者が増加している状況です。とりわけ若い世代の転入が多く、当該地区の子どもが急増し、児童・生徒数推計及び想定値からも、今後も増加する見込みです。このような状況から、おおたかの森小学校及び小山小学校の教室が不足することが見込まれるため、令和3年4月1日に大畔地区に新設小学校が開校することとなり、当該新設小学校の通学区域の設定と、隣接するおおたかの森小学校、小山小学校及び西初石小学校の通学区域の変更をするものです。また、小山小学校の教室不足を解消するもうひとつの方策として、小山小学校と隣接する八木北小学校の通学区域の一部の変更を行います。2点目の通学区域の設定及び変更は、大畔地区に開校するおおぐろの森小学校の開校年度に合わせて、令和3年4月1日から行うものとなります。市民参加につきましては、通学区域審議会を8回、地元説明会を8回開催いたしました。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、議案第19号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号「流山市スクールソーシャルワーカーの設置に関する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(教育委員会へスクールソーシャルワーカーを設置するために流山市スクールソーシャルワーカーの設置に関する規則を制定する旨の説明)

令和2年4月1日から学校教育部指導課に設置する「いじめ防止相談対策室」へ、会計年度任用職員の身分を有するスクールソーシャルワーカーを配置するために、流山市スクールソーシャルワーカーの設置に関する規則を制定するものです。なお、会計年度任用職員制度につきましては、議案第17号で教育総務部長がご説明したとおりです。スクールソーシャルワーカーは、文部科学省により「いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉士等の専門的な知識、技術を用いて、児童・生徒が置かれたさまざまな環境に働きかけて支援を行う者」と位置付けられております。千葉県は県内を数地区に分割し、スクールソーシャルワーカーを配置しておりますが、勤務日数が週2日程度のため、相談案件が生じた場合だけ、教育委員会からの要請に対し、支援を行う仕組みとなっております。本市はいじめや虐待、生徒指導上の問題への迅速・丁寧な対応を行うために、いじめ防止相談対策室を設置したことから、その目的を達成するために独自にスクールソーシャルワーカーを任用することといたしました。スクールソーシャルワーカーは定員4名、週3日勤務で任用し、子ども家庭部や児童相談所等関連機関と連携して、児童・生徒、保護者に寄り添った相談、支援を行います。報酬は千葉県の制度に合わせて、資格要件を有する者は時間単価3,450円、それ以外の者は時間単価1,970円としています。なお、会計年度任用職員の報酬は、流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則で定められておりますが、流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第26条は、職務の特殊性等を考慮し、市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、任命権者が別に定める旨を規定しているため、本規則でスクールソーシャルワーカーの報酬を定めるものです。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、議案第20号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号「流山市教育支援調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第22号「流山子ども専用いじめホットライン相談員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び、議案第23号「流山市スクールカウンセラーの設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、関連があることから一括して審議いたします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(会計年度任用職員制度の導入に合わせ流山市教育支援調査員、流山子どもいじめホットライン相談員、流山市スクールカウンセラーの設置に関する規則を改正する旨の説明)

3つの議案とも、全て会計年度任用職員制度の導入に伴い改正するものです。なお、会計年度任用職員制度につきましては、議案第17号でご説明したとおりです。教育支援調査員は、障害のある児童・生徒等の調査及びそれに関わる資料の作成を行い、また、教育支援委員会の会議に出席し、調査に係る報告を行うとともに、意見を述べることを職務としております。報酬は時間単価1,255円、勤務日数は週2日以内、1日の勤務時間数は6時間以内としています。

いじめホットライン相談員は、いじめに関する悩み等をもつ児童及び生徒に対し電話相談を実施し、指導及び助言を行うこと、また、学校、家庭及び地域社会との連携を支援し、関係機関との連絡調整を図ることを職務としております。報酬は日額7,751円、勤務日数は週1日以上勤務するものとしております。

次に、本市のスクールカウンセラー制度は、文部科学省の補助事業で、都道府県、政令指定都市を対象とするスクールカウンセラー等活用事業に準拠し、平成25年4月1日に制定しました。その後、スクールカウンセラー等活用事業は一部が改正されており、補助対象自治体である千葉県との制度と本市の制度は資格要件等が異なっております。総務省の通知によれば、会計年度任用職員制度へ移行する際には、地域の制度との均等を図る旨が求められていることか

ら、千葉県の規定に合わせるように改正するものです。報酬についても千葉県の単価に合わせており、資格要件を有する者は時間単価5,050円、それ以外の者は時間単価3,450円とし、勤務日数は週3日以内としています。なお、議案20号でご説明したとおり、流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第26条が、職務の特殊性等を考慮し、市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、任命権者が別に定める旨を規定しているため、3議案の報酬はそれぞれの規則で定めるものです。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

堀内委員

現状、スクールカウンセラーの方は何名程度いらっしゃるのでしょうか。

指導課長

現状は8名です。

堀内委員

勤務場所はどこになるのですか。

指導課長

市のスクールカウンセラーは、教育研究企画室と幼児教育支援センターに勤務しています。

後田教育長

ほかにご質問はございますか。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、議案第21号から議案第23号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第23号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号「流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長	<p>(流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例が制定されたため、その施行に関し必要な事項を定める旨の説明)</p> <p>コミュニティプラザにつきましては、先般、設置及び管理に関する条例を制定したところですが、経済振興部で所管していたものが、令和2年4月1日から生涯学習部スポーツ振興課の所管に変わります。これに伴い、今後コミュニティプラザを条例に則って管理していくにあたり、必要な事項を規則で定めるものです。特にこれまでの運用と変わることはありませんので、規則についてもほぼ変更はございません。これまでは普通行政財産でしたので「市長が…」という表現でしたが、これからは教育財産にあたりますので「教育委員会が…」というように、主体が変わったものです。</p>
後田教育長	<p>本案について、質疑等ありましたらお願いします。</p> <p>(特になし との声あり)</p>
後田教育長	<p>質問がないようですので、議案第24号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし との声あり)</p>
後田教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議案第25号「流山市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係要綱の整理に関する要綱の制定について」を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
学校教育部長	<p>(会計年度任用職員制度の導入に合わせ関係要綱を改正する旨の説明)</p> <p>本要綱は、流山市学校サポート教員及び教育支援センター指導員を会計年度任用職員へ移行するために、流山市学校サポート教員の設置に関する要綱、及び流山市教育支援センターの設置要綱の一部を改正し告示するものです。学校サポート教員には、学習サポート教員、学習サポート指導員及び算数・数学学習指導員により構成しており、主として特別な教育的支援の必要な児童及び生</p>

徒の学習指導、学習指導補助、算数・数学の学習指導補助を職務としております。教育支援センター指導員は、入級児童・生徒の援助、指導に関すること、入級児童・生徒の保護者及び学校との相談、連携に関すること等を職務としております。なお、流山市学校サポート教員及び教育支援センター指導員の報酬の額は、流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則により、学習サポート教員は月額12,513円、学習サポート指導員及び算数・数学学習指導員は時間単価1,212円、教育支援センター指導員は時間単価1,288円と定められています。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職務代理者

この会計年度任用職員制度の下で、それまでの「任用」から「任命」になり、併せてこの条文に出ている、例えば「学校サポート教員の任用は選考により行う」等は全面的になくなっていきますが、そうした場合、今後、学校サポート教員などを志願してきた人がいた場合、実際の実務の上で変わることはあるのですか。

指導課長

実務は変わりません。

杉浦教育長職務代理者

ということは、「任用」も「任命」も言葉が変わるだけで内容は同じということに理解してよろしいですか。改正前の要綱には、任用方法や任用期間等が事細かに出ていますが、改正後は条文としてはその部分なくなるわけなのですね。

指導課長

会計年度任用職員は、地方公務員法により正規職員と同様、任用にあたって選考を必要とし、任期は1年度、解職、職務専念義務、守秘義務等が適用されるため、設置規則等ではこれを条項に規定しておりませんが、地方公務員法で、任用その他の部分が適用されているということになります。

後田教育長

ほかにご質問はございますか。

(特になし との声あり)



後田教育長 質問がないようですので、議案第25号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号「流山市学校図書館司書の設置に関する要綱の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長 (教育委員会へ学校図書館司書を設置するために流山市学校図書館司書の設置に関する要綱を制定する旨の説明)

学校図書館司書は、令和元年度まで臨時職員として任用してきましたが、令和2年度から会計年度任用職員へ移行するため、本要綱を制定するものです。学校図書館司書は、学校図書館の運営及び管理、学校図書館利用の指導及びガイダンス、並びに読書推進活動の企画及び実施・強化及び特別活動の指導に関する支援、並びに情報活用能力の育成に関する支援を職務としております。学校図書館司書の報酬は、流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則により、学校図書館司書リーダーは時間単価1,123円、学校図書館司書は時間単価1,021円と定められています。

後田教育長 本案について、質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

後田教育長 質問がないようですので、議案第26号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第27号「流山市立図書館と協働する市民に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」及び議案第28号「流山市立図書館資料宅配サービス実施要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長

(組織改編に伴い、流山市立図書館と協働する市民に関する要綱の一部を改正する旨の説明)

令和2年4月1日付けで、図書・博物館が組織上、図書館と博物館に分かれることから改めるものです。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、議案第27号及び議案第28号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第27号及び議案第28号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、報告第1号「臨時代理の報告について(教育財産の目的外使用)」を議題とします。

報告理由の説明を求めます。

学校施設課長

(東京電力パワーグリッド株式会社より、大畔地区新設小学校への電気及び電気通信供給に必要な本柱等を、同校敷地の一部に設置したい旨申請があったことから、教育財産使用許可をした旨の説明)

許可内容については議案書158ページ、場所については159ページのとおりで、使用数量は支柱1本、支線1本となります。許可日は令和2年2月21日、許可の日から令和2年3月31日までとしております。令和2年4月1日以降は、1年を期限とし、支障がない場合は毎年更新するものとしておりま

す。使用料については免除となっております。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、報告第1号は、原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は原案のとおり了承することに決しました。

次に、協議ア「教育財産の目的外使用について（八木南小学校・南流山小学校）」を議題とします。

協議理由の説明を求めます。

学校施設課長

(流山市長井崎義治より、八木南小学校及び南流山小学校の敷地の一部に防災備蓄倉庫を設置したい旨の要望を受けた旨の説明)

八木南小学校及び南流山小学校の敷地の一部に、それぞれ18.54平方メートルの防災備蓄倉庫を設置するものです。使用者は市の防災危機管理課となります。使用料は免除です。許可期間は、許可の日から令和3年3月31日までとし、令和3年4月1日以降は1年を期限とし、支障がない場合は毎年更新するものとしております。設置場所は、八木南小学校は校庭の一部、南流山小学校はプールの脇となっております。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、協議アは、原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、協議アは、原案のとおり了承することに決しました。

次に、協議イ～協議カ「教育財産の目的外使用について（コミュニティプラザ）」については、一括して審議いたします。

協議理由の説明を求めます。

スポーツ振興  
課長

(帝国ビル管理協同組合流山支局支局長小野信秋及び社会福祉法人流山市社会福祉協議会会長石渡烈人より、流山市コミュニティプラザ内に自動販売機を設置したい旨の申請書を受けた旨の説明、流山市スポーツ協会会長松田佐一朗より、流山市コミュニティプラザ内事務室を県民体育大会出場選手派遣事業実施に伴う事務室として使用したい旨の申請書を受けた旨の説明、流山市農産物出荷組合組合長高城幸夫より、流山市コミュニティプラザ談話室を農産物直売所（新鮮食味）店舗として使用したい旨の申請書を受けた旨の説明、東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社長坂元由子より、流山市コミュニティプラザ敷地の一部を電柱設置のため使用したい旨の申請書を受けた旨の説明)

協議イからカの5件については、全て経済振興部が所管しているコミュニティプラザが、令和2年4月1日から生涯学習部の所管となることによる協議となります。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

割田委員

協議エの目的に「県民体育大会出場選手派遣事業実施」とありますが、実際、具体的にどのようなことのために事務室を使われるのでしょうか。

スポーツ振興  
課長

県民体育大会はスポーツ振興課で持っている事業で、20競技以上あるのですが、競技により開催場所が違うため、運賃や必要経費等を各部ごとに一定の割合で補助を出していくという派遣事業がかなり手間のかかる仕事であり、これをスポーツ協会に行ってもらう予定として、事務室を貸し出す予定です。

後田教育長

ほかにご質問はございますか。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、協議イ～協議カは、原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、協議イ～協議カは、原案のとおり了承することに決しました。

次に、各課等報告に移ります。学校施設課からお願いします。

学校施設課長

(おおぐろの森小学校及びおおぐろの森中学校の校章・スクールカラーの決定手続き、校歌制作手続きについて報告)

公民館長

(公民館イベントについて報告)

学校教育課長

(新年度における新型コロナウイルス感染症の対策について報告)

指導課長

(教育課程不足数の把握について、指導課主催の研修会について、いじめの重大事態の進捗状況について報告)

図書・博物館  
長

(市内図書館の新型コロナウイルス感染症の対策について報告)

後田教育長

以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。

杉浦教育長職  
務代理者

今、私がいる生涯大学校も4月中は休校の予定であり、学校が再開された場合はアルコール消毒を徹底すると言われていますが、うちの場合もほとんど在庫がない状態です。マスクについても、学校が始まった時に、家に在庫がないという声が出てくると思います。市の構えとしてはどう対応するのでしょうか。

学校教育部長

現在、健康福祉部の方で、ある程度の消毒液とマスクについてはストックがあります。ただ、市内全児童・生徒が毎日使えるほどあるわけではありませんが、ある程度はありますので、学校の方に言っていただければと思います。マ

マスクがないから登校できない、授業が受けられないではなく、咳エチケットでハンカチ等を使うことを子どもたちにも教えていき、マスクがなくても通常の生活ができるようにしていきたいと思います。本日の校長会議で、教育長からも、そうしたお話を各校長にも指導したところです。

杉浦教育長職務代理者

受け入れる側として、アルコール消毒等の設備をきちんとした上で受け入れる、というのがやはり求められると思います。

学校教育課長

学校のホームページや各学校からのメール等で、4月6日を迎えるにあたり、こうしたことに注意して学校は受入れ準備を整えています、といったことは周知していただくことになります。

後田教育長

是非お願いします。学校は休業中でも、早く情報をお知らせし、聞いてなかった、分からなかった、といったことがないようにご留意いただければと思います。図書館も是非よろしくお願いします。

ほかにご質問はございますか。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。

続いて、割田委員から、市町村教育委員研究協議会のご報告をお願いいたします。

割田委員

2月21日に、教育委員研究協議会に参加しました。分科会は「教育の情報化について」に参加しましたので、そのご報告をいたします。

教育の情報化の課題のカテゴリーはたくさんあるのですが、その中でも「ICTを活用した学習活動」について焦点が集まっていたようです。その後、他の自治体の方と意見交換をする場があり、一緒のグループにいらしたのは埼玉県深谷市の方、新潟県長岡市の方、新潟県田上市の方、茨城県古河市の方でした。長岡というとロボコンや高専の町ですので、技術者の方が多く、ロボット端末を使用したプログラミング基礎の出前授業を始めているそうです。また、新年度はちょうどリース切れのタイミングにあたり、文部科学省から補助金があったこともあり、中学生1人1台、小学校高学年1人1台の導入が決まったとのことです。ICT活用することを賛成する意見もあれば、今まで準備、工

夫してきたことが無駄になるのではないかと危惧している自治体もあったように思います。私の方からは、流山市の紹介として、流山市北小学校の例を話してきました。ちょうど授業参観で4年生、5年生の時にコンピュータ室での授業を観ましたので、その報告をしました。コンピュータ室は1人1台で学習活動ができています。4年生の時は、総合的な学習で環境問題について個別に調べ学習をした後、それぞれの興味を持った問題についてグループになり、まとめたことを更にパソコン上で発表する、ということを行っていました。5年生の時には、算数で点を動かすプログラミング、スクラッチを使い、作ることによって正多角形と角度について学習していました。ロボット端末については、モデル校で試験的に導入されている、ということ報告してきました。他の自治体ではまだ、教科学習の中にICTを取り込んでいるところが実際少ないようで、担任の先生がパソコンを使って授業を実践できているということが大変評価されましたので、それをまた流山北小学校の先生に話しに行きました。先生と話してから提案と検討になるのですが、コンピュータ室の端末が、1クラスの最高人数の分しかまだないということで、不具合が起こった場合や交流学級の児童が入った時には個別学習で使用できない児童が出てくるため、あと2～3台あったら、と仰っていました。これを検討していただければということと、流山北小学校は1学年3～4クラス、今のようにパソコンを使った授業を達成できているので、クラス数の多い小中学校は、もし可能であればコンピュータ室を2つ用意できるような準備があればいいのでは、ということ提案させていただきたいと思います。理由としては、新学習指導要領がスタートするのですが、2022年度から高校で情報科が必修科目となります。パソコン操作が身に付いているという前提で、ネットワークやデータベースの基礎を学習する内容になるそうなので、中学校のうちに十分パソコン操作ができるようになって送り出してあげたいということと、小中学校を新設するというタイミングで、設計上、コンピュータ室に転用できるような設計をしておくことも、後で準備する方法として選択肢が増えてくるのかなということで、提案させていただきました。

後田教育長

大変素晴らしいご提案をいただきました。今、SDGsという、誰一人取り残さないということを目指した取組として、GIGAスクール構想が文部科学省から示されております。こちらについては指導課長からお願いします。

指導課長

流山市も、G I G Aスクール構想に手を挙げさせていただきました。それで、かなりの予算をいただいておりますので、雑ばくに、来年度どのような動きになるかお知らせします。まず、高速無線LANの設置については内示をいただきましたので、令和2年には全ての学校で、インターネットが体育館も含めどこの教室でもできる環境になります。これを受け、パソコン1人1台という構想にも手を挙げています。ですので、それがまた内示をいただければ、令和2年度は小学校5、6年生と中学1年のお子さんには、1人1台のタブレット式のパソコンが入る予定です。それと、現在は知的学級のお子さんには1人1台なのですが、来年度は特別支援学級に在籍する、情緒学級、言語学級も含めた全員のお子さんに、1人1台のタブレット式パソコンを配布します。併せて、生涯学習センターにある、フレンドスクールのお子さんたちにも1人1台パソコンを配布して、自分の学びがネット上でもできる環境を作ります。また、徐々にですが、3クラスに1台、黒板に投影してそれが電子黒板のシートになっているものがあり、プロジェクターで映して、子どもの答えが黒板に映り、それが何種類も、というのも広げていける予算を取っております。恐らく令和5年頃までには、G I G Aスクールは全部の子どもが1人1台となる予定です。全て一度に入れることはできないので、令和2年に5、6年生と中学1年、令和3年に中学2、3年生、次に小学3、4年生、最後に小学校1、2年生という順に徐々に広げ、かなり短いスパンで1人1台となる可能性を秘めた動きを、手を挙げて準備しているところです。また、ロボコンと言われるロボット形の端末については、来年も12台購入し、全部で24台を全部の小学校でじっくりと回し、グループでプログラミングしてロボットがしゃべったり動作をしたり、という学習もできる環境を作ります。

割田委員

ロボコンのその授業は、担任の先生が行うのですか。

指導課長

はい。ある学校では、試験的に研修で行ったのですが、子どもたちはものすごく集中して、45分を過ぎても、いろいろなグループの発表を熱心に聞き、どういうプログラムをすればこういう動きになるのか、ということを考えていましたので、子どもたちにはヒットした部分なのかなと思います。

後田教育長

以上をもって本日の教育委員会議に付議された案件の審議は、終了いたしました。

それでは、昨日、市では人事異動の内示がございました。異動がある方は、



ご挨拶をお願いします。

(異動職員 挨拶)

後田教育長

(挨拶)

後田教育長

それでは次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。

教育総務課長

次回の教育委員会議は、4月23日(木曜日)、午前10時からとしたいと思いますが、いかがでしょうか。場所については、後日お知らせいたします。

(次回の日程協議)

後田教育長

それでは、次回の教育委員会議は、4月23日(木曜日)、午前10時から開催することとします。

以上で、令和2年流山市教育委員会議第3回定例会を終了します。

(閉会 午後4時55分)